

平成 31 年 第 1 回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(平成 31 年 2 月 8 日)

茨城県南水道企業団議会

平成31年 第1回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

---

平成31年2月8日（金）午後1時30分開会

---

議事日程

日 程 第 1. 議席の指定

日 程 第 2. 会議録署名議員の指名

日 程 第 3. 会期決定の件

日 程 第 4. 議案第1号 茨城県南水道企業団行政財産の使用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第2号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第3号 平成31年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日 程 第 5. 一般質問

---

出 席 議 員	議 長	2番	若 泉 昌 寿	議員
		1番	花 嶋 美清雄	議員
		3番	伊 藤 裕 一	議員
		4番	尾 野 政 子	議員
		5番	柳 井 哲 也	議員
		6番	鈴 木 かずみ	議員
		7番	石 引 礼 穂	議員
		9番	深 沢 幸 子	議員
		10番	杉 野 五 郎	議員
		11番	岩 澤 信	議員
		12番	染 谷 和 博	議員
		13番	関 川 翔	議員
		14番	結 城 繁	議員

---

欠 席 議 員

8番	椎 塚 俊 裕	議員
----	---------	----

---

説明のための出席者

藤井 信吾	企 業 長
中山 一 生	副企 業 長
根本 洋治	副企 業 長
佐々木 喜 章	副企 業 長
根本 昌 実	事 務 所 長
細谷 雄 一	次 長
唯根 正 敏	次 長
秋田 浩 樹	経営企画課長
野中 治	会計課長
川井 克 治	業務課長
倉島 正 彦	工務課長
本多 裕 之	管理課長
腰塚 信 行	配水課長

---

茨城県南水道企業団議会事務局

雜賀 勇	局 長
野友省男	係 長
平野恵美	書 記
飯塚昇明	書 記

---

平成31年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議案第 1 号 茨城県南水道企業団行政財産の使用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第 3 号 平成31年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成31年第1回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議員	質問の要旨
1 鈴木かずみ	<p>1 議案第2号、債務負担行為の補正予算について 1. 増額についての詳細な内容説明を</p> <p>2 議案第3号、平成31年度企業団会計予算について 1. 今後の水道事業について、長期的視点が立った事業運営が求められているとして3点があげられる。それぞれについて、予算化に当たってどのように検討されたのか。 ①老朽化した資産の更新について ②企業債について ③水道料金について 特に、消費税10%増税による影響と試算。子育て世帯の負担増について 2. 予算説明書p2、有収率向上との関係で漏水対策はどのように 3. 予算説明書p6、資金不足11億6,237万4,000円について どこから補填するのか。内部留保は現在どの位あるのか。 4. 職員体制について 課題・採用と定着度・専門的職員の確保</p>

## 一般質問

議員	質問の要旨
1 鈴木かずみ	<p>1 水道法改正による国、県の動きについて</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 県の指導はどのように</li><li>2. 県南水道の見解の再確認をする</li></ol> <p>2 水道運営審議会についての進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当面する目的、課題、審議会開催予定などについて</li></ol> <p>3 事業の財政確保のために</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 県に対する受水費値下げ要望<ol style="list-style-type: none"><li>①県に対する要望行動の予定について</li></ol></li><li>2. 国への補助金要望について<ol style="list-style-type: none"><li>②老朽管の更新事業に対する補助率の引き上げについて</li></ol></li></ol>

---

午後 1時30分 開会

---

○若泉昌寿 議長

ただいまから平成31年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名でございます。8番、椎塚俊裕議員より欠席の通告がありました。定足数に達していますので会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 議席の指定

○若泉昌寿 議長

日程第1、議席の指名を行います。

このたび、新たに茨城県南水道企業団議会議員に選出されました関川 翔議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により13番に指定いたします。

---

◇日程第2 会議録署名議員の指名

○若泉昌寿 議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、9番、深沢幸子議員、10番、杉野五郎議員の両名を指名します。

---

◇日程第3 会期決定の件

○若泉昌寿 議長

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたします。

---

◇日程第4 議案第1号～議案第3号

○若泉昌寿 議長

日程第4、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

## ○藤井信吾 企業長

本日は、平成31年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。取手市の平成30年第4回定例会におきまして、関川 翔氏が本企業団の議員に選出されましたこと心からお喜び申し上げます。つきましては、当企業団の健全なる運営のために卓越なるご意見を賜り、企業団が常に経済性を發揮し、公共の福祉を増進することができますよう、ご指導ご協力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

当企業団の水道事業は、昭和39年4月に発足以来、生活様式の変化や市勢の発展に対応して増加する水需要に応えるため、配水場や配水管網などの施設拡張事業を実施し、安全で良質な水の安定供給に努めてまいりました。しかし近年、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

このような中、昨年12月に水道法の一部が改正され、水道事業における基本理念ともいえます部分の大きな変更がございました。その中身は、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続性を確保することを基本方針とし、それぞれの事業体は、地域特性に適した将来計画を定め安定した経営を行うよう求めているものでございます。

こうした状況を踏まえ、当企業団では、将来における施設の改築や更新を見据えながら、水道事業の経営基盤の確立に向けて、現在、策定中の地域水道ビジョンを総務省が示す経営戦略と位置づけ、積極的かつ柔軟に対応していくことが重要と考えています。このようしたことから、今後の企業経営においては、料金収入の動向、必要とされる設備投資、財源のあり方などについて長期的な視点に立った将来像を描いて、公営企業としての経済性を発揮するとともに、安全でおいしい水を安定して供給するために必要な施策を着実に実施していきたいと考えております。

議員の皆様方には、当企業団の事業運営につきまして、一層のご理解ご協力をお願い申し上げ開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会に上程をいたしました各案件の概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号は、茨城県南水道企業団行政財産の使用徴収条例の一部を改正する条例についてであります。この条例の一部改正は、行政財産の使用について、本来の目的を阻害しない範囲で自主財源の確保を行おうとするものであります。

次に、議案第2号は、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この補正予算は、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を1,519万6,000円増額し、3億2,913万1,000円とするものであります。補正内容につきましては、量水器交換業務委託料及び開閉栓業務委託

料の増額を計上しております。

次に、議案第3号は、平成31年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。この予算書は、地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づきまして作成されております。

それでは、様式に従ってご説明申し上げます。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は10万7,294戸、年間総給水量は2,570万立方メートル、1日平均給水量は7万219立方メートル、主要な建設改良事業は、継続事業である若柴配水場更新事業2億8,285万2,000円を含め配水管布設工事12億7,499万9,000円、及び配水管布設工事2億6,213万円等を予定しております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてでありますが、これは企業団の財政運営にかかる経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は61億9,425万8,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3.7%の増となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は55億3,567万9,000円を予定し、水道事業収益の89.3%を占めております。

次に、営業外収益は、長期前受金戻し入れ4億981万4,000円が発生するもので、事業収益の6.6%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は56億4,076万3,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと0.5%の増となっております。主なるものを申し上げますと、営業費用が55億6,932万7,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億6,954万円を予定し、営業費用の49.7%を占めております。営業外費用は6,853万6,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払い利息が6,652万6,000円であります。また、特別損失として70万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正分で、その中身は、過年度の水道料金の調定減となっております。以上が、第3条の収益的収支であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてでありますが、この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかる費用であります。

収入につきましては、総額で14億1,508万円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金が13億円、消火栓設置工事の負担金が800万円、下水道工事に伴う布設替え工事の負担金が6,519万1,000円、生活基盤施設耐震化等交付金が4,188万9,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で25億7,739万6,000円を計上しております。その主な内訳を申し上げますと、拡張事業費として2億7,093万円、改良事業費として21億6,120万1,000円を予定しております。また、企業債償還につきましては1億1,207万7,000円を予定しております。資本的収入及び支出の概要は以上でありますが、11億6,231万6,000円の支出資金が不足いたしますので、その補填財源につきましては、当年度分消費税及び地

方消費税資本的収支調整額3億1,781万7,000円、過年度分損益勘定留保資金8億4,449万9,000円を予定しております。

次に、第5条は、企業債についてですが、起債の方法目的及び利率等を定めたものであります。配水管整備事業の財源といたしまして、13億円を限度額とした企業債の借り入れをするものであります。

次に、第6条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができるなどを定めたものでございます。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費についてであります。職員給与費が5億4,473万9,000円、交際費が20万9,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第8条は、他会計からの補助金についてですが、構成市町の一般会計より児童手当負担金として289万2,000円の補助を受けるものであります。

次に、第9条は、棚卸資産購入限度額であります5,181万円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。ご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

### ○若泉昌寿 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

### ○6番（鈴木かずみ 議員）

皆さんこんにちは、日本共産党の鈴木かずみです。議案質疑を行います。

初めに、議案第2号です。債務負担行為の補正予算について、量水器、開閉栓業務委託料につきましては、これまで債務負担行為で行ったことはないのではないかと思いますが、増額についての詳細な内容説明をお願いいたします。

次に、議案第3号、平成31年度企業団会計予算についてです。今後の水道事業について、長期的視点に立った事業運営が求められるとしまして3点が挙げられております。それについて、予算化に当たってどのように検討されたのか伺います。一つは、老朽化した資産の更新について、二つは、企業債について、そして三つ目には、水道料金についてです。特に消費税10%増税、10月に予定されているということから、それによる影響と試算について、特に、子育て世帯の負担増についてお伺いいたします。

大きな2点目としまして、予算説明書、この中の2ページにあります。有収率向上との関係で、漏水対策これはどのように考えているのか伺います。

3点目、予算説明書の6ページですが、31年度予算に関する資本的収支相当額、一番下の欄ですね、11億6,231万6,000円について、これはどこから補填をする考えなのか、内部留保で対応するのか、そうであれば内部留保、現在どのくらいあるのかということについて伺いたいと思います。

最後に、職員体制についてです。職員体制がなかなか今、公務員関連の希望者は少なくなっているということ、どこの自治体でも大変な状況があると思われますが、課題について、それから、採用と定着度、それと専門的職員の確保が水道企業団としては大変重要なってくると思うのですが、厳しい状況があるかと思われますので、それらについて伺います。以上、1回目の質問です。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、この補正予算ですが、平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を1,519万6,000円増額し、3億2,913万1,000円とするものであります。この内容につきましては、量水器交換業務委託料及び開閉栓業務委託料、それぞれの増額であります。

量水器交換業務委託料の補正理由についてでありますと、平成30年度予算時に、平成32年度までの3年間分の量水器交換施工件数をシステム抽出する際、条件設定に誤りがあり、平成31年度下半期分が反映されておりませんでした。その下半期施工分約9,000個、1,234万4,050円を増額計上しております。

開閉栓業務委託料につきましては、ここ数年の実施件数が1万5,000件台後半を推移していたため、各年度1万6,000件で予算計上しておりました。しかし、平成29年度実績で1万6,392件、今年度も1万6,700件を超えることが見込まれることから、平成31、32年度の件数をそれぞれ2,000件増の1万8,000件に変更し、4,000件分の285万1,380円を増額計上しております。

次に、議案第3号で老朽化した資産の更新と企業債と水道料金の3点を予算化に当たつてどのように検討されたかについてでありますと、まず、老朽化資産の更新につきましては、当企業団の事業計画に沿って、老朽化している配水施設を順次更新していくのに並行して、石綿管の布設替えを10年以内に終わらせる方針としております。また、他の配水管についても老朽度や重要度などを考慮し、優先順位をつけて計画的に更新していきたいと考えております。

平成31年度の実施事業につきましては、この方針に沿って継続事業の最終年度となる若柴配水場と藤代配水場の更新工事に加え、戸頭配水場の旧管理棟解体工事及び次亜注入設備築造工事を予定しております。また、配水管につきましては、石綿管を中心に補助対象事業となる基幹管路の更新事業を予定しております。

次に、企業債についてでありますと、平成31年度は、配水管整備事業に充当するために、起債限度額を13億円としております。今後においても、老朽化資産の更新工事を実施していくためには、起債により財源を確保する必要があると考えております。

当企業団は、類似団体と比較しますと企業債残高が非常に少ない状況にありますので、企業債残高の上限額を定めて、事業を計画に沿って更新工事を積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、水道料金についてでありますが、消費税が10%に引き上げられると、軽減税率の適用外の水道料金は増税予定の2%分が負担増となります。なお、当企業団においては、11月に検針する水道料金から消費税10%が適用となり、一般家庭における平均的な使用水量20立方メートルで試算しますと70円の負担増となります。

次に、有収率向上との関係で漏水対策はどのようにとのことでありますと、有収率向上については、有収率に直接関係する漏水をいかに少なくするかが重要であります。日ごろから職員によるパトロールでの漏水発見や、住民からの漏水の通報があった際には、早急に修理を行うように努めております。

平成29年度には、利根町早尾水系地区を対象に、地表に出てこない地中の漏水を発見する漏水調査を行い、19件の漏水を発見、修理し、利根町水系では2.7%有収率が向上しております。

また、平成30年度におきましても、利根町布川水系地区の漏水調査を行い、15件の漏水を発見、修理したことにより、さらに有収率の向上につながっているものと思われます。引き続き平成31年度も、漏水の多い地区を対象に約100キロメートルの漏水調査を予定しております。今後においても、漏水の早期修繕及び老朽管の更新を進めることで有収率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、予算説明書6ページ、資金不足額をどこから補填するのか、また、内部留保は現在どのぐらいあるのかについてでございますが、まず、資本的収入及び支出の資金不足額については、予算書1ページ、第4条にありますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より3億1,781万7,000円、過年度分損益勘定留保資金より8億4,449万4,000円で補填する予定であります。内部留保につきましては、平成29年度決算時点で、損益勘定留保資金23億円、繰越工事資金15億円、減債積立金1億円の約39億円でございます。

次に、職員体制についてでありますが、平成30年第2回議会定例会においてお答えさせていただいておりますが、東日本大震災時64名体制で早期修復に至った実績や今後の更新

工事の増加を踏まえて、最低限当時の人員体制を確保していきたいと考えております。

課題としましては、技術継承と人材の確保であります。平成25年度以降、ベテラン職員の退職に伴い22名の職員の入れかえがあったため、技術職員の経験年数が少なく技術継承が追いつかない現状があります。このようなことから、若手職員を積極的に日本水道協会などの講習会に参加させ技術習得を図るとともに、再任用職員から直接指導を受けることで若手職員の育成に努めております。

職員採用と定着度につきましては、新規職員採用を再開した平成25年度以降の採用職員は22名で、うち2名が3年未満で退職しております。専門職員の確保については、配水管更新工事の監督員として、即戦力となる土木技師を毎年募集しておりますが、受験者数が少なく採用には至っておりません。今後の職員採用では、採用試験日の検討、ホームページを活用した情報発信の充実を図って、受験しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。以上であります。

#### ○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

#### ○6番（鈴木かずみ 議員）

2回目の質問をいたします。債務負担行為の補正予算については、単なる計上ミスということですけれども、よく聞く話ですが、かなり大きな負担、また別な意味で大変なことになっていきますので、ぜひその点については、今後こういうことのないよう検討していっていただきたいと思います。これについては答弁要りません。

次に、予算の中で企業債についてですが、起債限度額について伺いたいと思います。31年度は配水管整備事業に充当するために起債限度額を13億円としているというふうに説明がありましたけれども、起債は、他団体と比べてもこの企業団非常に少ないわけで、今後、上限額を決めて積極的に実施するということでしたけれども、その点についてはどのように決めていく考えなのか、お伺いいたします。

それから水道料金のところで、消費税10%増税についてですが、平均的使用水量20立米で70円の負担増という答弁がありましたけれども、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。例えば、子育て世帯で、大人2人、子供2人の場合、月平均の水道使用量、料金が幾らで、2%増で幾らになるのか、また、2%増によって、全体の消費税、徴収額が企業団として幾らふえるのか、それは企業団に入らないにしても、それが幾らぐらい住民の負担増になるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、漏水対策についてなのですが、職員によるパトロールで何件発見し、住民の通報で何件になるかということをお伺いしたいと思います。ただいまの説明の中でも、利根町は非常に漏水が多いというようなふうに聞き取れたのですが、利根町さんと合併して6年ぐらいになるわけですが、当初、利根町さん、10億円の持参金を持って合併するとい

うお話があつて、また、それは企業長に尋ねたところ、当初、企業長はそうおっしゃつたのですが、その後、それはとんでもない話だと、質問したら叱られまして、そういう経過もあったわけなのですが、この6年たつてどうなのか、やっぱりかなり老朽化が進んだ利根町の状況を見ると、企業団の負担がどこまでやっていくということかどうか、場合によっては利根町さん的一般会計から必要になってくるのかどうかということですね、これは通告しておりませんので回答は要りませんけれども、こうした課題が今後あるのではないかというふうに感じたわけです。状況を見て今後の検討課題ではないかと申し添えます。

次に、内部留保についてなのですが、約39億円あるということなのですが、今後どれくらい確保していく考えなのかということについて伺いたいと思います。以上で2回目の質問を終わります。

#### ○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。野中 治会計課長。

<野中 治 会計課長 登壇>

#### ○野中 治 会計課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、企業債残高の上限額をどのように決めていくのかについてであります、企業債残高の水準をあらわす指標としては、企業債残高対給水収益比率があります。上限額を決める際には、将来の財政収支を見据え、類似団体との比較等を参考にして決めていきたいと考えております。

ちなみに、当企業団の平成29年度決算における数値は69.8%でございます。つまり給水収益約48億円の69.8%分の企業債残高があることをあらわしています。それに対して、類似団体の平均は295.4%となっております。今後の上限額の目安としては、類似団体平均より、よい数値を引き続き維持していきたいと考えておりますので、おおむね200%、給水収益の2倍である約100億円を上限の目安に起債をして更新事業を進めていきたいと考えております。

次に、月の使用水量20立方メートルで70円の負担増をもう少し具体的にということについてですが、使用水量20立方メートルの場合、税抜きの水道料金は3,500円になりますので、消費税が8%で3,780円、10%で3,850円になり70円の負担増となります。

次に、増税によって企業団の徴収額がどれくらいふえるのかについてであります、税抜きの給水収益が48億円として年間の税額を試算いたしますと、消費税が8%で3億8,400万円、10%で4億8,000万円になり、差額が9,600万円となります。

次に、漏水件数についてでありますが、平成29年度でご説明いたしますと、道路及び宅地内漏水の総件数が431件、そのうち職員が直接発見した漏水が10件、住民からの通報が402件、漏水調査での発見が19件であります。また、利根町の漏水件数は40件で全体の

9.3%であります。

次に、内部留保資金について、今後どれくらい確保していく考え方についてであります  
が、地方公営企業の手引等では、現金預金は、おおむね1年間の給水収益と同額程度を有  
しているのが平均的であるとされております。また、災害復旧等で長期間にわたると想定  
した場合、事業を継続していくためには、給水収益の約1年分を確保すべきという考えも  
ございます。

当企業団の給水収益は約48億円であります  
が、現金預金の中には、各市町の下水道料金  
預り金など、企業団の補填財源として使用する  
ことができない分も含まれており、それら  
を除いた額を内部留保資金と考えますと約30億円  
となります。平成28年度第1回議会定例会の際にもお答えして  
おり、当企業団の事業規模からみた安全な額として約30  
億円は確保していきたいと考えてあります。  
以上であります。

#### ○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

これで議案第1号から議案第3号の質疑が全部終わりました。

---

#### ◇討論

#### ○若泉昌寿 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

#### ○6番（鈴木かずみ 議員）

予算に対する反対討論です。今月の2日から3日にかけて、東京で、自治体問題研究所が主催する第42回自治体政策セミナーに参加してまいりました。講師は、岡田知弘京都大の教授で、テーマは、安倍政権のもとで総務省が進めている自治体戦略2040構想についてでした。私は、この2040という意味がよくわからずに参加したわけなのですから、その調査会の諮問事項は、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろから逆算して顕在化する諸課題に対応するためということですが、昨年の7月に既にそれを策定されておりまして、第32次地方制度調査会の検討課題として地方自治法改正の検討段階に入っているということでした。

この構想のベースは、例の増田レポートの自治体消滅、地方消滅論にあったわけです。  
非常に難しい講義内容だったわけですから、私にとっては、かなり衝撃的なお話をしました。  
地方自治体そのものの否定、公務員の仕事の否定もありまして、地方制度改革が安倍  
政権の憲法改憲と並行して具体化されようとしている。国の形、地方の形を変えてしまう  
ことにもつながるということです。それは、都府県を廃止して10程度の州を設け、道州制

の導入ですね。しかもこのような自治体に関する調査会に自治体の関係者が1人も入れないそういう中で検討が進められて、現在1,700の自治体を最終的に300にしてしまうという戦略を立てているわけです。

つまりこの自治体戦略2040の本質というのは、地方自治体の公共サービスを大企業のもうけのためにしていく、まさに昨年成立した水道法の改正で、一つの大企業に道を開くことにつながるわけですが、そして、より統制しやすく、自治体の資産、資源を集中的に管理しやすくするために道州制をもくろんでいるということ、まさに、地方自治体の破壊につながるわけです。

国や自治体を少数の大企業の私物にするのではなくて、主権者であるところの国民や住民のものにしていくことの大切さ、重要性について、こんなに切迫感をもって感じられたことはありません。

そういう状況の中で、もう足元に目をやれば、10月からの消費税10%増税、年金の引き下げなどに苦しむ高齢者の声、そして医療、社会保障の充実を求める声が大きく寄せられています。一方、ハッ場ダムの負担も自治体にかけられてくる時期に入り、企業団の経営への負担も危惧されるところです。水道事業の民営化、広域化問題が、さきのような自治体変質の一環として大きな位置を占めて、国家戦略として進められているということを改めて認識し、反対討論とします。

#### ○若泉昌寿 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

#### ○若泉昌寿 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

---

#### ◇採決

#### ○若泉昌寿 議長

これから議案第1号から議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団行政財産の使用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛 成 者 起 立>

#### ○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

議案第3号 平成31年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

---

◇日程第5 一般質問

○若泉昌寿 議長

日程第5、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

今回は、私だけみたいで大変です。一般質問を行います。

最初に、水道法改正による国、県の動きについてです。

昨年の12月6日、水道事業の広域化や運営権の売却、コンセッション方式ですね、これを推進する改定水道法が衆議院本会議で、自由民主党、公明党、維新の会、希望の党の賛成で可決成立したことは、皆さんご承知のとおりであります。反対をしたのは、立憲民主党、国民民主党、市民クラブ、無所属クラブ、日本共産党、無所属の会、自由党、社会民主党、市民連合でした。

水道法が改正され、にわかに水道問題がマスコミでもセンセーショナルにクローズアップされてきています。全国で老朽管の更新が必要なのは10万キロメートル、その費用は10兆円に及び100年かかる事業だと、そして、これまで水の問題は余り考えたことのなかつた人たちが真剣に水問題を考えるようになってきている様子もうかがえます。

そうした中で、静岡県の浜松市は、いち早く法改正をにらんで、既に下水道事業の民営化を進めており、上水道についても、ことしの3月までに民営化の是非を判断するとしていました。

ところが、水道民営化に不安を持つ市民たちが、昨年6月、浜松市の水道民営化を考えるネットワークを立ち上げ、民営化中止を求める署名運動を展開し、1万2,000人分の署名を市に提出することなどによって、1月の31日、浜松市長は、コンセッション方式による上水道の民営化の検討作業を当面延期すると表明するに至ったと報道されていることは皆さんご承知のことと思います。凍結、断念ではないことから、今後の動きが注視されるところです。

では、この間、県南水道企業団を取り巻く茨城県内の状況はどうなのか、法改正をにらんでの動き、法改正に伴っての動き等も見られるのではないかと思います。一つには、法改正に伴う県の指導、どのように行われてきているのか。2点目として、県南水道の見解を再確認したいと思います。

これまでの答弁で、県南水道企業団としては、既に広域で運営をしており、民間委託については考えていないという見解と認識をしておりますが、現時点でもその見解に変わりはないのか、再確認をしたいと思います。

大きな2点目で、水道運営審議会についての進捗状況について伺います。当面する目的、課題、審議会開催、予定などについて伺います。

3点目としまして、事業の財源確保のために、①としまして、県に対する受水費値下げ要望ですね、要望行動の予定等も含めてお伺いいたします。それから、国への補助金の要望についてです。それと、老朽管の更新事業に対する補助金の引き上げについて、これ国の要望の中で、私ども共産党の市議団として、昨年9月の27日に、自治体だけでは解決できない問題に関しては、国会議員を通して交渉を行っておりますが、その際に、老朽管の更新が大変おくれていること、市町村の社会的資本整備事業などは、補助金が40%から45%出ているのに対し、水道管の更新事業は25%、これは余りにも少ないと、他の公共事業並みに引き上げることを要望してまいりました。

厚労省の担当者は、このことをよくわかっていない様子で、国交省に問い合わせてきたというのですけれども、大変心もとない印象を受けまして、事の重大性を認識できていないと感じました。

水道管の老朽化の進んでいる原因というのは、自治体、企業団がさぼっているわけではなくて、国の予算配分の問題と指摘するジャーナリストもおります。予算があれば管路の更新もうまくいくわけなのですけれども、安倍政権が盛んに戦闘機の爆買いしていますけれども、税金の使い方が間違っていると私も指摘をしているところです。水道管の更新に国の予算をふやすこと、また、企業団として、国に対し強く求めていっていただきたいと思いますがその点について伺います。

#### ○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

#### ○細谷雄一 次長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水道法改正による国、県の動きについて、県の指導はどのようにになっているかということにつきましては、今回の水道法一部改正の要点の一つに、広域連携の推進というものがありますが、内容的には、都道府県は、市町村の広域化の推進役に努めるとともに、協議会の設置及び計画を定めることができるというものであります。

茨城県におきましても、県が旗振り役となりまして、平成29年度から広域連携検討会議が設置されておりまして、市町村に対して、アンケートや意向調査などが進められております。

広域連携の検討は、事業統合、経営統合、施設の共同委託、地域事情によったさまざまな形態の中から選択することになります。平成30年度は、営業業務の共同発注や水質検査の共同委託、次亜塩素酸ナトリウムの共同購入などが検討されております。また、県では、広域連携の検討を支援する事業の募集をしておりまして、事業内容は、共同発注、共同委託の効果検証や事業統合の効果検証、第三者委託の具体化の検討などを対象としております。現状は、地域のあらゆる面で広域連携を模索し、経営基盤、基盤強化を図る目的とするものであります。当企業団では、全国でも早い時期から企業団方式で運用しております。今後の広域化については、環境の変化や他の事業体の動向を注視する必要があると考えております。

次に、県南水道の見解の再確認ということでございますが、前回の議会においてお答えいたしましたとおり、コンセッション方式は考えておりません。

次に、水道運営審議会についての進捗状況ということでございますが、当面する目的につきましては、水道の基盤強化を基本的な目的といたしまして、平成31年3月完成予定の経営戦略から中長期を見据えた課題を抽出して、具体的な対応策を検討することになります。

当面する主な課題につきましては、給水収益が減少していく中で、水道施設の老朽化に伴う更新や耐震化に備えるための財源の確保が重要になります。今後は、中長期計画となる経営戦略をもとに経費削減と投資財源を確保した具体案を提示いたしまして、最終的には、使用者負担の公平性を考慮した料金体系の見直し、さらにその適切な改定時期を答申していただくという流れになるかと思います。

審議会の開催予定についてでありますと、企業団の水道運営審議会は、常設ではなく企業長の諮問により開催されるもので、平成31年度中の開催を予定しております。

次に、事業にかかる財源確保のため、県に対する受水費値下げ要望ということでございますが、今後の要望行動の予定についてでありますと、来年度も、つくば市が代表幹事団体となり、県南広域水道用水受水8団体による受水料金値下げの要望活動を行う予定となっております。また、本年度に引き続き、当企業団単独での料金の引き下げ及び契約水量の見直しを要望する予定であります。

県企業局では、3年ごとに料金の見直しを行っていきますことから、平成32年度から平成34年度の3年間が次期改定の対象期間となります。そのため、平成31年度中に、向こう10年間の財政収支計画の中で受水料金の算定根拠などが示されるものと考えております。その計画の中で、ハッ場ダム関連の維持費が新たな費用として発生するほか、施設更新にかかる支出の増加なども見込まれると想定されますことから、平成31年度は、受水団体にと

りまして今後の状況を注視していくことになります。

今後、当企業団の事業運営は、経営戦略に沿って進められていくわけですが、老朽化施設の更新費用など、ふえ続ける投資事業に見合う財源を確保していく上で、県企業局の受水費が大きく影響してまいります。このようなことから、来年度の値下げ要望行動につきましては、これまで進めてきましたとおり、受水8団体間で相互に連携を図りながら、継続して要望行動に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、老朽管更新事業に対する国からの補助金の補助率引き上げの要望についてということでございますが、水道事業の場合、経営状態の良し悪しが採択要件の前提となっておりますため、補助を受けられる事業が限定されております。この件に関しましては、補助金の引き上げだけにとどまらず、採択基準の要件緩和やその他水道事業に対する財政支援についても、機会があるごとに日本水道協会や全国水道企業団協議会などを通じて、関係国会議員や厚生労働省に要望を行っているところでございます。今後も引き続き関連団体を通じまして要望を上げていきたいと思います。以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

1回目の質疑の答弁をいただきましたけれども、2回目としまして、来年度の予算要望の提出を具体的にどのように、また、要望案についても検討されているのかということを伺いたいと思います。

今、独自の、企業団としての要望行動をされるということをお話がありました、大変評価したいと思います。

2点目としまして、昨年1月23日に、企業長を初め県南8団体で県に対して受水費の値下げ要望行動というのを行っているわけですけれども、その後の県の動きというのがあるのかどうか、どうも、すぐに受水費の値下げを検討してほしいということを言っているのに、それに対して答えることではなくて、統合だとか、水の融通だとか、ややもすれば県西などとの統合を誘導されかねない対応が何かちらちら見られるわけなのですが、本当に我が県南水道企業団にとって契約水量を軽減して値下げをしてくれれば、非常に経営自体に大きな効果が出て、水道料金の値上げなど検討しなくともいいわけなのですが、県がどのように受水団体に対応するのかが大変気になっているところですが、その点について伺います。

3点目になりますが、今の答弁にもありましたけれども、県の企業局が平成32年度から34年度、3年間の料金の見直しを来年度に行うと、そこにハッ場ダムの維持費の負担分が新たに発生するというようなお話がありましたが、具体的なその提示があるのかどうなのか、あるのであればお示しをいただきたいと思います。

○若泉昌寿 議長

答弁を求める。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

来年度の要望の提出は、具体的にどのように、また、要望案について検討されているのか、でございますが、要望案につきましては、来年度、つくば市が中心となり、受水8団体の協議会を設けて検討することになると思います。その中で、当企業団の要望案としましては、県企業局では、平成32年度から3年間が料金改定年度になるため、去年1月に提出した要望項目を継続する形で考えております。内容的には、過去において、計画を大幅に上回る純利益が出ていたことから、今後策定される中期計画では、収支予測の精度を上げ、料金単価の算定に反映するよう願ういたします。

また、もう一つの要望項目であります契約水量の見直しにつきましては、水の余っている団体と足りない団体間で水融通を可能にできるような制度の確立を、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、去年1月23日、値下げ要望書を提出した後、県の動きはあるのかとのことです、要望項目の中で、契約水量の軽減を目的とした受水団体間の水融通制度の確立ということにつきまして、当時の企業局長の見解では、県西地区への水融通に関しては広域化が絡んでくるので、料金問題をクリアしないと難しいところがあるとのことでした。その後の県企業局ですが、去年、新聞報道にありました県南地区の余剰水を県西地区へ融通とした検討案を、先般改正された水道法の広域化の推進に合わせて統合に向けた動きが再開されている状況です。こうした広域化をめぐる動きが出ていますが、現時点では当企業団の方針としては、県西地区との統合は料金の違いによる値上げが予想されますので、統合によるメリットはなく難しいと考えております。

次に、ハッ場ダムの維持にかかる負担金についてであります、平成32年度から発生する維持費が1億3,500万円、平成33年度からは減価償却費も加わり、毎年約3億8,000万円の負担が見込まれています。この情報は、平成29年2月定例会の前に県企業局からいただいております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

今の水道法に関する問題で、やはり県西との統合を県のほうはかなり強く誘導しているようですけれども、ぜひとも県南水道企業団としては、統合しないように頑張っていただきたいと思います。

今回は、水道法の改正に伴う問題、そして八ッ場ダムの負担増等による市民負担の増が危惧されるような状況があり、将来的にも大変大きな問題が予測される中での質問となりました。また、私にとっては、県南水道議員として12年間市民の声を反映させるべき質問を続けてまいりました。2月の予算、8月の決算と年2回議会ごとに欠かさず質問に立ち、24回に及びました。今期をもって引退するに当たり、最後の水道議会での質問となりました。

これまで、命の水がどのように確保され、住民に供給されているのかを知り、またそれを守る国、県の体制が余りに脆弱、無責任であり、今後、住民に負担をかぶせるような施策が見え隠れしているということは、住民の代表機関である水道議会の役割、大変大きな存在となってくることと思われます。

先ほどの中でも、料金の見直し等について審議会等で検討されるようなお話もありましたが、公共の福祉の増進、住民に優しい水道事業の発展を願って、議員各位の皆様の今後のご活躍にご期待申し上げたいと思います。また企業長及び所長、関係各位の皆様には、大変お世話になりました。この場をおかりしましてお礼の言葉といたします。ありがとうございました。（拍手）

#### ○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

#### ○若泉昌寿 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。

平成31年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

---

午後 14時33分 閉会

- 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 31 年 2 月 8 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 9 番

議員 10 番